

令和3年7月5日

市内中学校 保護者の皆様へ

長久手市教育委員会
教育長 大澤 孝 明
長久手市立北中学校
校長 岡山 真 崇

長久手市立中学校における自動販売機の設置について（案内）

仲夏の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は長久手市教育委員会及び学校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、長久手市内の3中学校において、下記の内容で自動販売機の設置をさせていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 目 的

- (1) 生徒・教職員・一般開放の利用者に対する熱中症対策
- (2) 災害時の避難所としての飲料備蓄（災害時には、自販機内の飲料を無償提供可能）

2 販売飲料

厚生労働省が定めている「熱中症対策飲料」や水分補給に適した飲料など

- ・ スポーツドリンク・経口補水液・茶・水など

3 設置場所

昇降口横

4 校内の約束事

(1) 運用開始日

令和3年7月7日（水）から

(2) 自動販売機使用上のルール

- ① 水分は基本的に家からもってくる。自販機での購入は、補充時や緊急時とする。
- ② 「朝」「昼放課」「授業後」「部活動の時間」に購入できる。
- ③ お金の貸し借り、おごる・おごられる、登下校途中にお金を使う、などはしない。お金は「学校の自販機での購入」のみに使う。
- ④ 持ってきてよいお金は300円までとする。お金は、ビニールの、口を閉じられる小さな袋などに入れ、袋に記名する。生徒手帳にはさむ、リュックサックのポケットに入れるなどして、自己管理する。
- ⑤ 購入した飲料を、友達と分けて飲むことはしない。
- ⑥ ペットボトルホルダーを使う、ペットボトルに記名する、など自分のものであるかが分かるようにし、飲み終わった後のペットボトルは持ち帰る（学校で捨てない）。
- ⑦ ペットボトルを遊び道具として使わない。
- ⑧ カロリーメイト（缶）は災害時の備蓄用として設置されているため、災害時以外は購入しない。

（連絡先）長久手市教育委員会 教育総務課 指導室（0561-56-0626）
長久手市立北中学校 担当：宮下志保（0561-64-2366）